

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公表番号】特表2004-527565(P2004-527565A)

【公表日】平成16年9月9日(2004.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-035

【出願番号】特願2002-586735(P2002-586735)

【国際特許分類第7版】

A 01N 57/20

A 01N 25/02

A 01N 25/30

【F I】

A 01N 57/20 G

A 01N 25/02

A 01N 25/30

【手続補正書】

【提出日】平成16年1月23日(2004.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

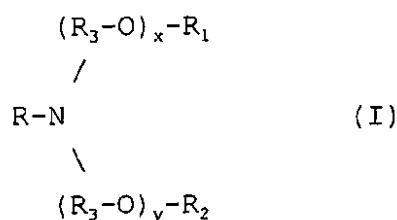
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

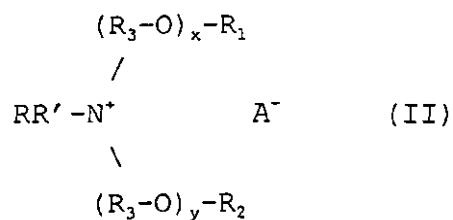
(a) グリホサート酸またはその農業的に許容できる塩もしくは誘導体、及び  
 (b) 式

【化1】



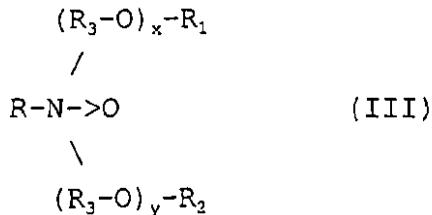
の界面活性成分又はその第四級化形体

【化2】



又はそのアミンオキシド誘導体

## 【化3】



からなる除草剤組成物 [ 上記式中、  $R$  及び  $R'$  は水素又は 1 ~ 3 個の炭素原子を有するアルキルを表し、  $R_1$  及び  $R_2$  はそれぞれ独立して 4 ~ 24 個の炭素原子を有する直鎖又は分岐鎖のアルキル又はアルケニル基を表し、 各々の  $(R_3-O)_-$  基中の  $R_3$  は同じか又は異なりそして 2 ~ 4 個の炭素原子を有するアルキレンを表し、  $A^-$  は農業的に許容できるアニオンであり、 そして  $x$  及び  $y$  は  $x + y$  が 2 ~ 160 の範囲内にある平均数である ] 。

## 【請求項2】

$R_1$  及び  $R_2$  は 8 ~ 18 個の炭素原子を有する直鎖又は分岐鎖のアルキル又はアルケニル基を表す請求項1に記載の組成物。

## 【請求項3】

界面活性剤は式(I)の界面活性剤である請求項1または2に記載の組成物。

## 【請求項4】

界面活性剤の式において  $R_1$  及び  $R_2$  はそれぞれ独立して 12 ~ 18 個の炭素原子を有する直鎖又は分岐鎖のアルキル又はアルケニル基を表す請求項3に記載の組成物。

## 【請求項5】

界面活性剤の式において  $x + y$  は 4 ~ 100、 好ましくは 6 ~ 50 の範囲である請求項1 ~ 4 のいずれかに記載の組成物。

## 【請求項6】

グリホサート(グリホサート酸当量として表される)の全界面活性成分に対する重量比が 1 : 5 ~ 20 : 1 の範囲である請求項1 ~ 5 のいずれかに記載の組成物。

## 【請求項7】

グリホサート(グリホサート酸当量として表される)の全界面活性成分に対する重量比が 1 : 1 より高く、 好ましくは 2 : 1 より高く、 より特定すると 5 : 1 より高い請求項6に記載の組成物。

## 【請求項8】

グリホサート酸当量 / 界面活性剤比が 15 : 1 のように高い請求項7に記載の組成物。

## 【請求項9】

グリホサート(グリホサート酸当量として表される)の全界面活性成分に対する重量比が約 8 : 1、 10 : 1 又は 12 : 1 である請求項6 ~ 8 のいずれかに記載の組成物。

## 【請求項10】

水又は低級アルコール、 例えばイソプロパノール又はグリコールのような溶媒又は希釀剤、 無機アンモニウム塩、 色素、 増粘剤、 安定剤及び / 又は他の界面活性剤のような他の補助剤が一緒にされ得る請求項1 ~ 5 のいずれかに記載の界面活性剤を含む補助剤組成物。

## 【請求項11】

好ましくない植生を防除又は枯殺するための請求項1 ~ 9 のいずれかに記載の組成物の使用。

## 【請求項12】

請求項1 ~ 9 のいずれかに記載の除草組成物の製造のための請求項10に記載の補助剤組成物の使用。